

令和4年第1回 臨時町議会

補正予算など可決されました

令和4年第1回臨時町議会が、5月9日に開会され、令和4年度補正予算1件、条例改正など7件の議案が原案どおり可決されました。

□一般会計の補正予算

歳入歳出の予算に853万4,000円を追加し、予算の総額を48億4,363万4,000円としました。

□条例の改正

・議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

・町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正について

・職員の給与に関する条例の一部改正について

・町税条例等の一部改正について

・訓子府町介護保険条例の一部改正について

□財産の取得 スクールバスの取得について

□専決処分の承認を求ることについて

令和3年度一般会計補正予算の専決処分の承認を求めました。



介護保険 福祉用具購入・住宅改修費用の一部を給付しています

介護保険の認定（要支援1・2、要介護1～5）を受けている方について、福祉用具購入・住宅改修を行う場合、費用の7割から9割相当額が給付されます。

詳しくは購入前・改修前に、担当ケアマネージャーや福祉保健課までお問い合わせください。

■福祉用具の購入

○購入できる用具 ポータブルトイレ、入浴用椅子、浴槽内すのこなど

○支給限度額 同一年度で10万円まで

※北海道で指定されている事業所からの購入に限ります。また、購入年度に関わらず、同一品目の購入は1回限りとなります。

■住宅改修

※住宅改修の着工前に事前申請が必要となります。

○改修の対象となるもの 手すりの取り付け、段差の解消、引き戸などへの扉の取り換えなど

○支給限度額 改修時に居住している住宅につき20万円まで



高齢者等健やか住宅改造費助成事業でも助成しています

要介護認定申請をして「非該当」の認定をされても、町が行う「高齢者等健やか住宅改造費助成事業」の対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

○対象者 日常生活に介助を要するおおむね65歳以上の高齢者のいる世帯

○改修の対象となるもの 手すりの設置、段差の解消など

○支給限度額 改修費用の半額助成（助成額18万円まで）



■問合せ 福祉保健課介護保険係（☎ 47-5555 総合福祉センター窓口7番）

国民健康保険税および後期高齢者医療制度、 介護保険の保険料減免を延長

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方（被保険者）は、保険料（税）が減免となります。適用保険料（税）の期間が、延長となりましたので、お知らせします。

(1)保険料（税）を全額免除

感染により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方

(2)保険料（税）の一部を減額

主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、次の要件に全て該当する方

※介護保険料については、①と③に該当する方が対象です。

主たる生計維持者が、

①事業収入や給与収入など収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること

②前年の所得の合計額が1,000万円以下であること

③収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

○適用保険料（税）

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限がある保険料（税）

○その他

申請方法や詳しい内容については、担当課にお問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください

○問合せ

・国民健康保険税の減免のこと

町民課（☎ 47-2193 役場1階 窓口1番）

・後期高齢者医療制度、介護保険の保険料の減免のこと

福祉保健課（☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番）

国民健康保険税の
減免について



後期高齢者医療制度の
保険料の減免について



介護保険の保険料の
減免について



野生大麻・不正けし撲滅を

「野生大麻・不正けし撲滅運動」が、6月1日から9月30日まで実施されます。町では、運動期間中に北見保健所とともに、町民の皆さんのご協力で抜き取り作業を実施する予定です。

大麻は、葉を乾燥させ、たばこのように煙を吸引すると幻覚や妄想などの精神的影響のほか、身体的にもさまざまな影響を及ぼし、大変危険です。

自分が所有、使用している土地に野生大麻が自生している場合には、除去をお願いします。

けしも大麻同様に麻薬の原料になる種類があります。植えてはいけないけしを、知らないで鑑賞用として自宅の庭に植えていても罰せられる場合があります。

鑑賞用として植える場合は、植えて良いかどうかを北見保健所に確認してください。

不審車（者）を見かけたらすぐに通報を



例年、野生大麻を不正に採取し、検挙される事件が発生しています。大麻の所持や売買そのものが犯罪ですが、大麻吸引によって悪質な犯罪へと結び付く可能性もあります。野山で不審な車や人などを見掛けた場合は、警察に通報してください。

○北見保健所（☎ 24-4171）

○北見警察署訓子府駐在所（☎ 47-2410）